

4 繊維及び繊維製品

近藤直生 *

山田真吾 **

本澤順子 +

早野述久 ++

I. 概要

A) 原産地規則及び関連事項 (4.2 条)

第 3 章 (原産地規則及び原産地手続。以下略。) の規定は、本章 (第 4 章 (繊維及び繊維製品。以下略。)) に規定する場合を除き、繊維及び繊維製品について適用する (4.2 条 1 項)

*。原産地規則に関する第 4 章の規定の概要は以下のとおりである (4.2 条)。

僅少の非原産材料 (デミニミス) : 繊維又は繊維製品であって、非原産材料 (附属書 4A (繊維及び繊維製品の品目別原産地規則。以下略。) 所定の関税分類変更基準を満たさないもの) を含むものは、当該非原産材料の総重量が当該繊維又は繊維製品の総重量の 10 パーセントを超えず、かつ、当該繊維又は繊維製品が本章及び第 3 章のその他の適用可能な要件を満たす場合には、原産品とみなす (4.2 条 2 項及び 3 項、3.11 条 4 項参照) *。

セットの取扱い : 「統一システムの解釈に関する通則 ([General Rules for the Interpretation of the Harmonized System](#))」3 項により関税分類が決定される「小売用のセットにした繊維又は繊維製品」については、当該セットにおける各産品が原産品の場合又は当該セットにおける非原産品の総額が当該セットの価額の 10 パーセントを超えない場合を除くほか、原産品とはみなさない (4.2 条 5 項) *。

供給不足の物品の一覧表に掲げる材料の取扱い : 繊維又は繊維製品が原産品であるかを決定するにあたり、供給不足の物品の一覧表 (附属書 4A 付録 1。以下「ショートサプライリスト」という。) に掲げる材料について、同付録に定める全ての要件 (最終用途に関する要件を含む。) を満たす場合に、原産材料とする (4.2 条 7 項) *。

一定の手工芸品又は民芸品に関する待遇 : 輸入締約国は、輸出締約国との合意により、「家内工業における手織物」、「伝統的な民芸手工芸品」等に該当するものとして、無税待遇又は関税上の特惠待遇 (以下「特惠待遇」という。) を受けることができる輸出締約国の

* こんどう なおき / 弁護士・ニューヨーク州弁護士 / 大江橋法律事務所

** やまだ しんご / 弁護士・ニューヨーク州弁護士 / 大江橋法律事務所

+ もとざわ じゅんこ / 弁護士 / 大江橋法律事務所

++ はやの のぶひさ / 弁護士 / 大江橋法律事務所

* = 「II. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

繊維又は繊維製品を特定することができる（4.2 条 10 項）。

B) 緊急措置（4.3 条）*

輸入締約国は、TPP 協定に基づく繊維又は繊維製品の関税の引下げ・撤廃の結果として、絶対量又は国内市場に比較しての相対量において、数量が増加して輸入締約国に輸入されている場合に、同種製品を生産する国内産業に対する重大な損害又はその現実のおそれを引き起こしているときは、当該重大な損害を防止・救済し、かつ、調整を容易にするため、必要な限度及び期間において、当該繊維又は繊維製品の関税を引き上げることができる（当該緊急措置をとる時点における実行最恵国税率、又は、TPP 協定が当該輸入締約国について効力を生ずる日の前日における実行最恵国税率の、いずれか低いものを超えない水準まで。）（4.3 条 1 項）。本条は、GATT19 条及び WTO セーフガード協定（以下「SG 協定」という。）又は第 6 章（貿易上の救済。以下略。）の規定に基づく締約国の権利及び義務を制限するものと解してはならない（同条 2 項）。

輸入締約国は、重大な損害（又はその現実のおそれ）を認定する基準を明らかにする手続を公表して、当局による調査を行った後にのみ、本条に基づく緊急措置をとることができる（同条 4 項）。調査は各締約国が定める手続に従って実施する（同条 9 項）。

本条に基づく緊急措置には、次の条件及び制限を適用する（同条 6 項）。

- ① 緊急措置は、2 年を超えて維持しない。ただし、最長 2 年を限度として延長できる（同項(a)）。
- ② 「経過期間」満了時を超えて緊急措置をとり、又は維持してはならない（同項(b)）。
「経過期間」とは、TPP 協定が関係する締約国間で効力を生ずる日に開始し、TPP 協定に従って輸入締約国が輸出締約国の産品に係る関税を撤廃する日の後 5 年が経過するまでの期間をいう（4.1 条）。
- ③ 他の締約国の特定の産品について、2 回以上緊急措置を発動してはならない（4.3 条 6 項(c)）。
- ④ 緊急措置終了後、当該措置の対象となった産品について、当該措置がとられなかったとしたら適用される関税上の待遇を与える（同項(d)）。

C) 協力（4.4 条）*

各締約国は、自国の法令に従い、締約国間における繊維又は繊維製品の貿易についての関税法令違反に係る措置を執行し、又はその執行を支援することを目的として、他の締約国と協力する（4.4 条 1 項）。

各締約国は、関税法令違反に関する自国の法令・手続の執行、及び、同違反の防止に関する自国の法令・手続の執行における輸入締約国との協力のため、適当な措置をとる（同条 2 項）。この「適当な措置」とは、①自国の政府職員に対して本章に基づく義務履行のた

めの法的権限を付与すること、②自国の職員が関税法令違反を特定・対処できるようにすること、③関税法令違反防止を目的とする刑事上、民事上又は行政上の罰則を定めて維持すること、④他の締約国の要請に基づき、自国の関税法令違反が生じている場合等に、適当な執行措置をとること、⑤他の締約国の要請に応じ、自国の領域における繊維等に関する関税法令違反の事実を立証するために、当該他の締約国と協力することをいう（同条 3 項）。

締約国は、関税法令違反が生じ、又はそのおそれがあることを示す関連する事実（過去の証拠等）を有する場合、他の締約国からの情報を要請できる（同条 4 項）。要請を受けた締約国は、自国の法令及び手続に従い、輸入者、輸出者若しくは生産者の存在、これらの者の産品又は本章に関する他の事項について入手可能な情報を提供する（同条 6 項）。

各締約国は、本章に基づく協力のための連絡部局を指定・通報し、その後の変更について速やかに通報する（同条 8 項）。

D) 監視（4.5 条）*

各締約国は、繊維又は繊維製品についての関税法令違反を特定し、これに対処するための計画・プラクティスを確立・維持する（4.5 条 1 項）。締約国は、かかる計画・プラクティスを通じて、リスクマネジメント目的で使えるよう、繊維等に関する情報を収集・共有することができる（同条 2 項）。

加えて、一部の締約国間では二国間協定を有している（同条 3 項）。

E) 確認（4.6 条）*

輸入締約国は、繊維又は繊維製品について、産品が特惠待遇を受ける産品であるかを確認するため、3.27 条 11 項(a)（当該産品の輸入者に対する情報の書面による要請）、(b)（当該産品の輸出者又は生産者に対する情報の書面による要請）、(e)（当該輸入締約国と当該産品の輸出者又は生産者が所在する締約国との間で決定するその他の手続）及び関連する手続に従い、又は本条の現地訪問の要請を通じ、確認を行うことができる（4.6 条 1 項）。

輸入締約国は、「繊維又は繊維製品が TPP 協定に基づく特惠待遇を受ける産品であるかどうか」、「関税法令違反が生じているかどうか又は生じたかどうか」のいずれかの確認のため、繊維又は繊維製品の輸出者又は生産者に対して本条に基づく現地訪問（以下「4.6 条訪問」という。）を要請できる（同条 2 項）。輸入締約国は、現地訪問の期間中、特惠待遇の要求、確認が行われている関税法令違反に関連する記録・施設へのアクセスを要請できる（同条 3 項）。

¹ 3.27 条は、第 3 章原産地規則及び原産地手続において、輸入締約国がとることのできる、原産品であることを確認する手続を定める。

輸入締約国は、4.6 条訪問を求める場合、輸出者又は生産者との関係で、(i)当該訪問の時までに（ただし事前通報が現地訪問の実効性を損なうおそれがある場合以外は「適当な事前の通報」により）、輸出者又は生産者に対し、関連する記録・施設にアクセスするための許可を要請する（同条 7 項(d)）、場合により合理的な代替日を検討する（同項(e)）、(ii)輸出者又は生産者から書面による要請を受領した場合、要請日後 90 日以内に訪問結果に関する書面による報告書を提供する（同条 8 項(b)及び(c)）。

4.6 条訪問を受け入れる締約国（以下「受入国」という。）との関係では、輸入締約国は、(i)受入国に対して、訪問の 20 日前までに、希望日、訪問対象となる輸出者・生産者の数（氏名・名称の特定は不要。）、受入国に対する支援要請の有無・種類、確認が行われている関税法令違反、輸入者による特惠待遇要求の有無を通報する（同条 4 項）、(ii)実行可能な限り速やかに、かつ、最初の訪問の日の前に、現地訪問を希望する輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所の一覧表を提供する（同条 6 項）、(iii)現地訪問の完了に当たり、受入国の要請に応じ、受入国に暫定的な所見を通報する（同条 8 項(a)）、(iv)受入国の書面による要請を受領した場合、要請日後 90 日以内に訪問結果に関する書面による報告書を提供する（同条 8 項(b)及び(c)）。

輸入締約国は、4.6 条訪問を実施し、その結果として特惠待遇を否認する意図を有する場合、その否認の前に、輸入者及び当該輸入締約国に直接情報を提供した輸出者又は生産者に対し、追加的な情報提出のために 30 日の期間を与える（同条 9 項）。繊維又は繊維製品が特惠待遇を受ける産品であることについて、輸出者又は生産者の虚偽の又は裏付けのない陳述が常習的に行われていることが示される場合、輸入締約国は、当該輸出者又は生産者により輸入・輸出・生産される同一の繊維又は繊維製品について、特惠待遇を停止することができる（同条 12 項）。

F) 決定（4.7 条）*

輸入締約国は、①3.28 条 2 項に規定する理由がある場合（3.27 条に基づく確認により原産品性の決定に十分な情報が得られなかった場合、輸出者・生産者・輸入者が同条に基づく情報の書面による要請に回答を行わない場合等）、②第 4 章に基づく確認により、当該繊維又は繊維製品が原産品としての資格を有することを当該輸入締約国が決定するために十分な情報を得られなかった場合、③第 4 章に基づく確認において、現地訪問のためのアクセス・許可が拒否された結果、輸入締約国の希望日に現地訪問を完了することが妨げられ、かつ、輸出者若しくは生産者が輸入締約国にとって受入れ可能な代替日を提供しない場合又は輸出者若しくは生産者が、現地訪問の期間中、関連する記録・施設へのアクセスを提供しない場合、特惠待遇の要求を否認することができる。

G) 繊維及び繊維製品の貿易に係る事項に関する小委員会（4.8 条）

各締約国は、繊維及び繊維製品の貿易に係る事項に関する小委員会を設置し(4.8条1項)、この協定の効力発生の日から1年以内に少なくとも1回会合を行い、その後も委員会の要請に応じて会合を行う(同条2項)。

小委員会では、この章の規定の実施に関する検討、この章の規定の下で生ずる技術上又は解釈上の困難についての協議及びこの章の規定に基づく協力の実効性を高めるための方法に関する討議を行うこととする(同条3項)。締約国は、小委員会の討議に加えて、この章の規定の実施に関して困難が生じていると信ずる場合には、当該問題を解決する観点から、1又は2以上の他の締約国と討議を実施する(同条4項及び5項)。この討議は秘密とする(同条6項)。

H) 秘密の取扱い (4.9 条)

各締約国は、本章に従って収集される情報の秘密を保持し、情報提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する(4.9条1項)。締約国が本章に従って他の締約国に提供した情報を秘密であると指定したときは、当該他の締約国は当該情報を秘密のものとして取り扱う(同条2項)。

D) 附属書 4-A*

繊維及び繊維製品についての品目別原産地規則は、(第3章附属書3Dではなく)第4章附属書4Aに定める(第3章附属書3D第A節4項)。繊維及び繊維製品についての原産地基準は、関税分類変更基準により定められているが(附属書4A第B節)、ショートサプライリスト(附属書4A付録1)に記載された材料については、同リストに定める要件を満たす場合に原産材料とする(4.7条)。

II. 解説・コメント

《本章の概要》 本章は、繊維及び繊維製品(以下あわせて「繊維等」という。)に適用される原産地規則、緊急措置について、TPPの本則(原産地規則及び原産地手続章(第3章)及び貿易上の救済章(第6章))に対する特則を規定するほか、関税法令違反に対するエンフォースメントについての締約国間での協力及び輸入締約国による確認手続、繊維等貿易に関する小委員会の設置等を規定する。

繊維貿易は、歴史的に、特に発展途上国の経済的・社会的発展のために重要なものと位置づけられ、これに対して、一部の輸入国により、自国の国内市場の攪乱を防止するためとして、GATTの数量制限禁止ルールと離れて、貿易制限的措置がとられてきた経緯があ

る²。このような状況の下、繊維貿易を漸次的に自由化させるため、マルチ交渉の場では、GATT の特則として、1974 年に「繊維の国際貿易に関する取極」(Arrangement Regarding International Trade in Textiles³。一般的には Multi-Fiber Arrangement (MFA) と呼ばれる。)が発効し、これに代わるものとして、1995 年に、WTO 協定附属書 1A として、「繊維及び繊維製品 (衣類を含む。)に関する協定」(Agreement on Textiles and Clothing。以下「ATC」という。)が定められた (ATC は 2004 年 12 月 31 日に失効。同 9 条)。二国間協定、FTA では、NAFTA、米韓 FTA など、米国が締結した多くの FTA では、繊維・衣服 (Apparel) について、一つの独立した章が設けられ、緊急措置、原産地規則、税関協力等について規定されており、TPP の条項も、米国 FTA の繊維章を参考としてドラフティングがされたものと思われる。これまで日本が締結した EPA に、本章のように、繊維等に特化したセクションが設けられたことはない。

《原産地規則 — 概要及び品目別原産地規則》 TPP における原産地規則の本則 (第 3 章) は、原則として繊維等についても適用されるが (4.2 条 1 項参照)、4.2 条は、デミニミス (「僅少の非原産材料」) (同条 2 項ないし 4 項)、「セットの取扱い」 (同条 5 項及び 6 項)、ショートサプライリスト記載の材料の取扱い (同条 7 項ないし 9 項)、「一定の手工芸品又は民芸品に関する待遇」 (同条 10 項) について、第 3 章に対する特則を定める (4.2 条 1 項参照)。

繊維等についての品目別原産地規則は、物品一般について定める附属書 3D ではなく、附属書 4A が適用される (各品目についての品目別原産地規則を定める附属書 3D 第 B 節は、繊維等に該当する関税分類番号の箇所、附属書 4A をリファーする (例えば、附属書 3D 第 B 節の第 11 部「紡織用繊維及びその製品」の欄を参照)。附属書 3D 第 A 節 4 項は、繊維等については附属書 4A に従うことを注意的に規定する。)

繊維製品の原産地規則では、①紡ぐ、②織る、③縫製の 3 つの工程すべてが締約国内で行わなければならないという、ヤーンフォワードルール⁴ (3 工程基準/Yarn Forward Rule) が原則的に採用されている⁵。ヤーンフォワードルールを明示的に明らかにする規定はないが、繊維等についての品目別原産地規則 (附属書 4A) は原則的に同ルールに従って定められている。

例えば、第 62 類「衣類及び衣類附属品 (メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)」

² GATT Secretariat, [Textiles and Clothing in the World Economy](#) (1984).

³ TEX.NG/1, 20 December 1973.

⁴ ヤーンフォワードルールとは、糸 (yarn) の製造及びその先の (forward) 工程 (織物製造及び縫製) が、加盟国内で行われることを求める原則である。定義については[米商務省国際貿易局繊維室サイト](#)を参照。

⁵ 財務省関税局・税関「[TPP 原産地規則について](#)」(2016 年 6 月) 14 頁。

に含まれる第 62.01 項から第 62.08 項（「男子用のオーバーコート」等）についてみると、該当する品目別原産地規則では、「第 62.01 項から第 62.08 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更」という関税分類変更基準が採用されているが、括弧書きで例外が定められており、例えば「第 52.04 項から第 52.12 項までの各項」からの変更の場合は関税分類変更基準を満たさないとされている。この点、第 52.04 項から第 52.07 項には、「綿製の縫糸」、「綿糸」などの糸が含まれ、第 52.08 項から第 52.12 項には、各種の「綿織物」が含まれる。そこで、この例でいえば、「綿製の縫糸」、「綿糸」、「綿織物」が非原産品である場合は、原産地基準を満たさないことになる。結果として、繊維原料から糸（紡ぐ）、糸から生地（織る）、及び生地から衣類（縫製）のいずれの工程も TPP 域内で行われなければ、原産地基準を満たさないこととなる⁶。

交渉過程において、米国は、特にベトナムからの衣類輸入品の影響を懸念する米国業界や、米国市場と結び付きの強いメキシコや中央アメリカの産業界の要請を受けて、ヤーンフォワードルールの採用を主張してきたものとみられる⁷。これに対して、ベトナムは、自国内での糸・生地の生産基盤が不十分として、逆に、1 工程基準の採用を希望していたものと思われる⁸。我が国の産業界からは、1 工程基準になると、我が国の織物輸出への打撃が懸念され、他方、TPP 締約国以外（中国、韓国、インドネシア等）からの糸調達の重要性を踏まえると、3 工程基準も受入困難であり、TPP でもこれまで我が国の EPA で採用されてきた 2 工程基準（Fabric Forward Rule）が採用されるべきとの姿勢が示されてきた⁹。TPP では、結果的に 3 工程基準が原則的に採用されたが、これを緩和するものとしてショートサプライリストが位置づけられる¹⁰。

《原産地規則 — デミニミス》 「デミニミス（僅少の非原産材料）」とは、非原産材料が含まれていても、その使用がわずかな場合には、その産品を締約国の原産品と認める基準である¹¹。

締約国内で非原産材料を用いて生産された産品が原産品と認められるためには、当該産

⁶ 同上。繊維業界のサプライチェーンの状況については、例えば、片岡進「[繊維産業の現状及び今後の展開について](#)」（経済産業省、平成 25 年 1 月 17 日）9 頁参照。

⁷ “U.S., Latin American Textile Groups Stress Need For ‘Strong’ TPP Yarn-Forward Rule, ‘Reasonable’ Tariff Phaseouts”, World Trade Online, June 13, 2014. もっとも、米国の産業界からヤーンフォワードルールに反対する意見もあった（外務省「[TPP 協定交渉に関連した各国関連業界等の関心事項の例](#)」（平成 23 年 10 月 25 日）3 枚目）。

⁸ 「[素材メーカーのアセアン戦略／「紡績」がカギ握る](#)」繊維ニュース（2014 年 3 月 14 日）。

⁹ 日本商工会議所「[TPP 協定に関する要望](#)」（平成 25 年 9 月 30 日）3 頁、日本経済団体連合会 TPP プロジェクトチーム（[TPP 政府対策本部への提出意見](#)）、[「EPA（経済連携協定）、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の動向」](#) 綿工連公式 Web サイト。

¹⁰ 税関・前掲注（5）14 頁参照。

¹¹ 同上 16 頁。

品の生産に使用される「個々の」非原産材料が関税分類変更基準を満たす必要がある（同基準以外により原産品として認められる場合もある。附属書 3D 第 A 節 2 項(a)、附属書 4A 第 A 節 2 項(a)）。そこで、関税分類変更基準を満たさない非原産材料を含む製品は、原産品として認められないことになる。しかし、当該非原産材料がごく僅かな部分だとしても、原産品としての資格が得られないのは厳しすぎるとの考えに基づき、同基準を満たしていない当該ごく僅かな部分を無視するのがデミニミスの概念である¹²。TPP では、第 3 章でも採用されているが（3.11 条）、本章で繊維等について特則が定められている（同条 4 項参照）。

繊維等については、附属書 4A 所定の関税分類変更基準を満たさない非原産材料が含まれる場合であっても、当該非原産材料の総重量が、当該繊維等の総重量の 10%を越えない場合は、当該繊維等は原産品と認められる（4.2 条 2 項及び 3 項）。第 3 章では「価額」を基準としてデミニミスが定められているのに対して（非原産材料の価額が当該製品の価額の 10%を越えない場合（3.11 条 1 項））、繊維等については「重量」を基準とするものである。

《原産地規則 — セットの取扱い》 「小売用のセットにした」繊維等については、当該セットにおける各製品が原産品である場合等に限って、原産品と認められる（4.2 条 5 項）。

「小売用のセットにした物品」とは、①異なる項（関税分類番号の最初の 4 桁をいう。附属書 4A 第 A 節 1 項）に属するとみられる 2 以上の異なった物品からなるもので、②ある特定の必要性を満たすため又はある特定の活動を行うため、共に包装された製品又は製品からなり、かつ、③再包装しないで、使用者に直接販売するのに適した状態に包装されている物品をいう（[関税率表の解釈に関する通則](#) 3 解説（X））。異なる項に属する複数の物品からなる「セット」がいずれの項に所属するかは、当該セット全体に重要な特性を与えるとみなされる構成要素により決定される（[同解説](#)、[統一システムの解釈に関する通則](#) 3 (b)）¹³。

「セット」の取扱いについて、3.17 条が「当該セットの原産品としての資格は、当該セットに適用される品目別原産地規則に従って決定される」と定めるのに対して、繊維等に適用される 4.2 条 5 項は、「当該セットにおける各製品が原産品である場合」等に限って原産品として認めるとする（傍点は筆者）。すなわち、前者は、セット単位で原産地基準を適用するのに対して、後者は、セットを構成する各製品について個別的に原産地基準を適用

¹² 財務省関税局・税関「[我が国の原産地規則—EPA 原産地規則（詳細）—](#)」（2016 年 6 月）47 頁。

¹³ [関税率表の解釈に関する通則](#) 3 解説（X）は、「小売用のセットにした物品」の実例として、「理髪用セットで、電気式バリカン、くし、はさみ、ブラシ、及び織物製タオルからなり、革製のケースに収められたもの」については、「電気式バリカン」が属する第 85.10 項に分類されることが示されている。

して原産品か否かを決定しようとするものである。

もっとも、繊維等をカバーする HS 第 11 部「[紡織用繊維及びその製品](#)」(第 50 類から第 63 類)の部注 (Section Note) 第 14 項は、「文脈により別に解釈される場合を除くほか、紡織用繊維から成る衣類で異なる項に属するものは、小売用のセットにした場合であつても当該各項に属する。この場合において、『紡織用繊維から成る衣類』とは、第 61.01 項から第 61.14 項まで及び第 62.01 項から第 62.11 項までの衣類をいう。」と定めている。すなわち、異なる項に属する紡織用繊維からなる衣類は、「小売用のセット」にされた場合でも、ひとまとめに「セット」として所属項が決まるのではなく、各産品に適用される各項に属するというものである。したがって、上記が適用される衣類 (第 61 類及び第 62 類) については、4.2 条 5 項の適用を待つまでもなく、産品単位で原産地基準が適用されることになる。

《原産地規則 — ショートサプライリスト》 ヤーンフォワードルールにより、繊維原料が非原産材料である場合は、原料から糸 (紡ぐ)、糸から生地 (織る) のいずれの工程も締約国内で行われなければ原産品として認められないのが原則である。この例外として、ショートサプライリスト (附属書 4A 付録 1) に掲載された材料については、当該リストの要件を満たせば、原産材料と認められる。例えば、第 62.11 項に該当する「水着」の場合、附属書 4A に従えば、非原産品の「合繊維の短繊維の織物」(第 55.12 項ないし第 55.15 項) (同織物にはポリエステル短繊維のものが含まれる。) を材料とした「水着」は、原産品として認められない。この点、ショートサプライリストに、「長繊維又は短繊維の糸の織物で、ポリエステルのもの」、かつ「耐塩素性の弾性糸が 3%以上 21%以下のもの」が、第 6211.11 号等の「織物製の水着」を最終用途とする場合が掲載されている。したがって、当該「織物」に附属書 4A をそのまま適用した場合は原産品として認められないときも、ショートサプライリストの要件が充足される限りにおいて、当該「織物」は原産材料と扱われることになり、結果として当該「水着」が原産品として認められやすいことになる。

域内での供給が十分でない材料 (繊維、糸、生地) についても、ヤーンフォワードルールの適用により、一律に原産品として認めない扱いとすることは厳しすぎるため、これに対する一定の例外措置を認めたものと評価できる。ただし、ショートサプライリスト掲載の産品は、「一時的な物品」と「恒久的な物品」に区分され、前者については、TPP 協定の効力発生日から 5 年後に同リストから除外される (4.2 条 9 項)。

《緊急措置》 4.3 条は、繊維等の輸入について、第 6 章の経過的セーフガード (以下「第 6 章 SG」という。) とは別に、実行最恵国税率までの関税の引上げを認める緊急措置 (以下「繊維 SG」という。) を定める。繊維等について第 6 章 SG を発動することも可能だが、第 6 章 SG と繊維 SG を同一の物品について同時に発動することはできない (4.3 条 8 項、

6.2 条 5 項)。第 6 章 SG と繊維 SG の主な要件、相違点は表 1 のとおりである。

措置発動可能期間及び適用期間において、繊維 SG の方が長期間発動できる措置となっている。調査手続についても、第 6 章 SG の場合は、SG 協定に従って、公聴会等により利害関係人が意見表明できる機会を提供する必要があるが (SG 協定 3.1 条参照)、繊維 SG については、そのような手続は求められていない。

他方、措置発動要件について、第 6 章 SG は、SG 協定と同じく、「国内産業に対する重大な損害 (serious injury) 又はそのおそれ (threat thereof)」を要件とし、また輸入増加と損害との因果関係についても SG 協定の規定 (同協定 4.2 条(a)(b)参照) を準用する。これに対して、繊維 SG は、「国内産業に対する重大な損害 (serious damage) 又はその現実のおそれ (actual threat thereof)」を要件とし、また、その認定にあたっては、第 6 章 SG では明示的に要件とされていない、在庫、輸出、賃金、国内価格、投資も考慮すべき要素に含まれる (4.3 条 3 項(a))。さらに、「重大な損害又はその現実のおそれ」は、輸入増加により「明白に引き起こされた」ことが、考慮要素に基づくデータにより示されなければならない (4.3 条 4 項)。繊維 SG の上記各要件は、概ね ATC の経過的セーフガードの要件を引き継いだものとなっており (ATC6.1 条ないし 6.3 条、6.8 条等参照)、措置発動のための実体的要件としては、第 6 章 SG よりやや厳格に設定されていると評価できる。もっとも、ATC が効力を発生した 1995 年には、米国が ATC に基づき 1 年間だけで 24 件の経過的セーフガードについて協議要請を求めたという歴史もあり¹⁴、繊維 SG の実際の運用については、今後の動向を注視する必要がある (ATC についても、その失効前 5 年間の協議要請総数は、年間ゼロから 2 件で推移した¹⁵)。

表 1

	第 6 章 SG		繊維 SG	
経過期間 (措置発動可能期間)	協定の効力発生日から 3 年間、ただし関税撤廃までの期間が 3 年を超える場合は関税撤廃まで	6.3.1/ 6.1/ 6.4.2	協定の効力発生日から関税撤廃日後 5 年経過まで	4.3.6(b) ／4.1
措置発動要件	関税の引下げ・撤廃の結果として、原産品が絶対量又は相対量で増加した数量で輸入され	6.3.1	関税の引下げ・撤廃の結果として、繊維・繊維製品が絶対量又は相対量で増加した数量で輸入され	4.3.1

¹⁴ Comprehensive Report of the Textiles Monitoring Body to the Council for Trade in Goods on the Implementation of the Agreement on Textiles and Clothing during the Third Stage of the Integration Process, G/L/683, 30 July 2004, pp.205-206.

¹⁵ *Id.*

	ている場合で、国内産業に対する重大な損害又はそのおそれを引き起こしているとき		ている場合で、国内産業に対する重大な損害又はその現実のおそれを引き起こしているとき	
措置の内容	TPP 協定に基づく関税の引下げの停止又は実行最恵国税率までの関税の引上げ	6.3.2	実行最恵国税率までの関税の引上げ	4.3.1
調査手続	WTO・SG 協定 3 条、4.2 条に準拠	6.5	重大な損害又はその現実のおそれが輸入増加により明白に引き起こされたことを示すデータの使用等による調査	4.3.4/ 4.3.3/ 4.3.9
適用期間	原則 2 年 (1 年を限度に延長可)	6.4.2	原則 2 年 (2 年を限度に延長可)	4.3.6(a)
適用回数制限	同一産品について 1 回限り	6.4.6	同一産品について 1 回限り	4.3.6(c)
補償措置	提供義務	6.7.1	提供義務 (繊維・繊維製品に限る)	4.3.7
対抗措置	実質的に等価値の譲許の適用停止が可能	6.7.2	実質的に等価値の譲許の適用停止が可能 (産品を問わない)	4.3.7

《協力及びモニタリング》 本章は、繊維貿易に関する関税法令違反に対して、効果的なエンフォースメントを実行するため、締約国の協力及び各締約国によるモニタリングについて規定を設けている (4.4 条及び 4.5 条)。

協力及びモニタリングの対象となる「関税法令違反」とは、繊維又は繊維製品の輸入・輸出を規律する締約国の法令回避を目的として行われ又は当該回避の効果を有する行為を意味し、関税法令に違反する、輸入・輸出の制限・禁止、関税は脱、書類の偽造、詐欺、密輸に関するもの等が含まれる (4.1 条)。各締約国は、繊維貿易についての関税法令違反に係る措置の執行又はその執行の支援のために、他の締約国と協力するとともに (4.4 条 1 項)、自国の法令及び手続に従って、関税法令違反に対して適切なエンフォースメントを実行できるよう、立法、行政、司法上の措置をとることが求められる (同条 2 項及び 3 項)。また、関税法令違反又はそのおそれがあることを示す関連事実を有する場合は、他国に情報提供を要請でき (同条 4 項及び 5 項)、当該他国は要請に応じて入手可能な情報を提供する

る（同条 6 項及び 7 項）。

関税法令違反のモニタリングに関しては、各締約国は、かかる違反を特定・対処するための計画・プラクティスを確立・維持すること等が求められる（4.5 条 1 項及び 2 項）。4.5 条 3 項による二国間協定として、米国と、ベトナム、マレーシア、ブルネイ、シンガポール各国との間の交換書簡がある。このうち特に、ベトナム、マレーシアとの交換書簡には、モニタリングのための詳細な規定が設けられており、①ベトナム・マレーシアが自国領域内での繊維・衣服製品の生産・輸出を監視するためのプログラムを導入・維持すること、②米国、ベトナム・マレーシアに、繊維・衣服貿易に関する関税法令違反の発生を確認するため必要な情報が提供されること、③米国に輸出される繊維・衣服製品を生産・輸出する全ての団体を登録する制度を設けること、④米国が登録団体に対して法令違反を確認するための現地調査を実施できること、⑤ベトナム・マレーシアは、登録団体に対して、繊維・衣服製品の米国への輸出、その生産能力に関する記録を 5 年間保管させること、⑥ベトナム・マレーシアは、法令に従って、繊維・衣服製品の輸出品について品質・原産地を正確に示すようにすることなどを定めている。4.6 条は、原産品性の確認だけでなく、輸入・輸出の制限・禁止（知的財産権侵害物品等も含まれる。）、関税ほ脱、虚偽申告等の関税法令違反を確認するため、輸出者又は生産者に対して現地訪問による調査を行うことを認めており、上記協定は、この確認手続に実効性をもたせるためにも有効なものと評価できる。

《確認》 4.6 条は、原産品性の確認のため、原産地手続の本則を定める第 3 章の 3.27 条が認める輸入者、輸出者、生産者に対する情報提供要請のほか、繊維等について、原産品性の確認のほか、関税法令違反の確認を目的として、輸入国が、輸出者又は生産者に対して、現地訪問による調査を行う手続を定める。3.27 条も、原産品性の確認のため、製品の「輸出者又は生産者の施設に確認のための訪問を行うこと」を認めるが（同条 1 項(c)。この(c)は繊維等については適用されない（同項(d)、4.6 条 1 項参照））、4.6 条は、現地訪問による調査対象の範囲を関税法令違反に広げるとともに、調査手続についてもより具体的な規定において、調査の実効性を確保しようとしたものと評価できる。

調査を要請する輸入国がとることができる手続として、現地訪問で、特惠待遇の要求又は／及び関税法令違反に関連する、記録及び施設へのアクセスを要請できる（4.6 条 3 項、7 項(d)）。輸出者又は生産者がこれに応じない場合、特惠待遇の要求を否認することができる（4.7 条(c)）。また、輸入国は、現地訪問実施にあたり、受入国の支援も要請できる（4.6 条 4 項(c)、7 項(b)）。本条は調査の密行性にも配慮し、①受入国に対して、現地訪問の 20 日前までの通報では、調査対象となる輸出者・生産者の氏名・名称を特定する必要はなく（同条 4 項(c)）、具体名は訪問日前に提供する一覧表で開示すればよく（同条 6 項）、また、受入国は、政府に属さない輸出者・生産者に対して事前に現地訪問について通知してはならないこととして（同条 7 項(c)）、②輸出者・生産者に対しては、現地訪問における記録・

施設へのアクセスの許可要請は、原則として、「適当な事前の通報」により行われるが、「事前の通報が当該現地訪問の実効性を損なうおそれがある場合」は、「当該現地訪問の時までに」行えば足りる（同項(d)）。他方、輸入国は、要請があった場合、受入国、輸出者、生産者に対して、現地訪問の結果について書面による報告書・所見を提供することとしている（同条 8 項）。このような詳細な手続は、3.27 条による訪問確認には定められていない。

III. 備考及び更新情報

ver.1.1: 一部誤記の訂正（特に、II. 《原産地規則 — 概要及び品目別原産地規則》、《緊急措置》）、及び修辭上の訂正。